

第2編 各論

第1章 地域福祉に関する認知度の向上

1. 地域活動組織・団体の取組等の認知度向上

◆施策の方向性

孤独・孤立の防止と地域福祉活動への市民参加を促進するため、地域活動組織・団体の取組に関する認知度向上を図ります。

名称や連絡先に加え、活動内容、活動者の声、得られる効果等について情報発信を行います。対象は、市民アンケートで調査した地域活動組織・団体とし、必要に応じて見直します。

<参考:対象とする地域活動組織・団体>

地域活動組織・団体	令和7(2025)年 参加(加入)率 ※アンケート結果より	関係機関・関係部署
自治会	56.7%	市民課
子ども会	7.3%	小学校
ボランティア団体・NPO法人	5.0%	市民課、福祉課、社会福祉協議会
PTA	9.6%	小中学校
消防団	1.5%	消防総務課
老人クラブ	4.5%	地域介護課、社会福祉協議会
趣味などのサークル	10.8%	生涯学習課、社会福祉協議会

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 各地域活動組織・団体に関連する市役所担当課
- 市広報を担当する企画財政課
- ボランティア団体・組織を支援する社会福祉協議会を担当する福祉課

◆期待される効果

- 地域活動に興味を持った市民が、求める情報に容易にアクセスできるようになる。
- 情報にアクセスした市民が、個々の地域活動について正しく把握できる。
- 地域活動に対する市民の参加意欲の向上が図られる。

2. 民生委員・児童委員、再犯防止に関する民間協力者の認知度向上

◆施策の方向性

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童委員を兼任しています。交通費など一定の弁償費は自治体から支給されますが、原則無報酬です。

民生委員は、福祉全般の相談・支援、地域福祉活動、世帯訪問などを担っていますが、近年は深刻な担い手不足となっています。

本市には、民生委員のほか、保護司や協力雇用主など、再犯防止や社会復帰を支える地域福祉の担い手がありますが、十分に認知されていません。

以上を踏まえ、民生委員・児童委員や再犯防止に関する民間協力者等の認知度向上を図り、活動への理解を深め、担い手の確保につなげます。

<参考: 民生委員・児童委員、再犯防止に関する主な民間協力者>

民間協力者	令和 7(2025)年 認知度	関係機関・関係部署
民生委員・児童委員	「知っているし、活動も内容もわかっている」と回答した人の割合 22.2%	地域介護課 社会福祉協議会
保護司	「知っている」と回答した人の割合 47.9%	福祉課 社会福祉協議会
協力雇用主	「知っている」と回答した人の割合 13.1%	同上

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 地域住民の見守りを担う民生委員・児童委員を担当する地域介護課
- 再犯防止に関する地域の支援者である保護司を担当する福祉課
- 犯罪歴のある人の雇用・社会復帰を支援する協力雇用主を担当する福祉課

◆期待される効果

- 民間協力者の活動に対する市民の理解が向上する。
- 市民の理解が向上することで、民間協力者が活動しやすくなる。
- 民間協力者のモチベーションの向上が図られる。
- 民間協力者のモチベーションの向上が担い手の確保につながる。

3. 相談窓口や支援組織の機能等の認知度向上

◆施策の方向性

市民アンケート結果では、地域の中で自分たちだけで解決することが難しい問題の相談先として、51.1%が「行政（市役所など）」と回答しています。

大竹市には、福祉全般の相談に対応する窓口「まるっと大竹」がありますが、これを挙げた人は2.0%にとどまっています。

また、大竹市社会福祉協議会も福祉分野で幅広い相談対応を行っていますが、「社会福祉協議会」を挙げた人は10.1%でした。このような状況を踏まえ、相談窓口や支援組織の機能等の認知度向上を図り、確実な支援につなげます。

<参考：地域福祉関係の主な相談窓口>

相談窓口	概要	関係機関・関係部署
まるっと大竹	福祉関連の幅広い相談に対応	社会福祉協議会、福祉課 知仁会メープルヒル病院
地域包括支援センター	高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防などに対応	社会福祉協議会、地域介護課 知仁会メープルヒル病院
社会福祉協議会	福祉のまちづくりの実現をめざし地域と協働で活動している	福祉課

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 「まるっと大竹」を包括的に推進する福祉課、保健医療課、地域介護課、こども家庭センター
- 高齢者支援を包括的に担う地域包括支援センターを担当する地域介護課
- 地域福祉を推進する社会福祉協議会と関連の深い福祉課

◆期待される効果

- 相談窓口や支援組織の機能等に関する認知度が高まることで、相談窓口が明確になり、相談しやすくなる。
- 取組を通じ、関係機関・関係部署間の連携が図られる。

まるっと大竹

「まるっと大竹」とは様々な困りごとを相談受付できる総合窓口です。

本制度では窓口や電話等で受付した困りごとを、適切な機関や制度につなげる支援を行います。

また様々な複合的な問題を抱える相談に対しては、複数の支援機関でチームをつくって支援を行います。

問い合わせ先：大竹市社会福祉協議会、大竹市福祉課、知仁会メープルヒル病院

第2章 地域活動への参加・既存サービス等利用促進

1. 地域活動参加のハードルを下げる

◆施策の方向性

市民アンケートの自由意見として、「地域の活動など色々参加してみたいが、いつも同じ顔ぶれで参加しにくい」「ボランティアに興味を持ったが、参加しにくい感じだった」といった声があがっています。

新しい挑戦には不安がつきもので、地域活動に興味を持っても行動に移すことは容易ではありません。そこで、トライアル参加や活動見学など、心理的ハードルを下げる取組を推進します。

また、市民アンケート結果では、3人に1人以上が地域活動に参加したことがない理由として「時間がない、時間的な余裕がない」と回答しています。

このことを踏まえ、担い手確保が特に困難な地域活動については、実質的なハードルを下げるため、負担の軽減についても検討します。

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 趣味活動への参加支援、活動場所の提供を担当する生涯学習課
- ボランティア活動を支援する社会福祉協議会を担当する福祉課

◆期待される効果

- 活動参加のハードルが下がることで、地域活動参加者が増加する。
- 地域活動参加者が増えることで、地域活動が活発になる。
- 地域コミュニティの持続性が向上する。
- 地域活動への参加が孤独・孤立の防止につながる。

2. 身近な地域福祉関連サービスの利用を促進する

◆施策の方向性

市民アンケート結果では、近所付き合いについて「何か困ったときに助け合うようなつきあい」をしていると回答した人は14.4%に留まっています。

30歳代以下では、4人に1人が「ほとんどつきあいはない（挨拶もしない）」と回答しています。希薄化した近所付き合いの回復は容易ではありません。

その一方で、大竹市には点字翻訳、手話通訳、要約筆記をするグループ等があり、障害者への情報保障の支援を行っており、また、親子の居場所づくりに取り組む子育て支援グループがあります。

また、大竹市シルバー人材センターでは、高齢者の通院介助や家事援助、育児支援などのサービスを、一般に比べて割安な料金で提供しています。

このように、市民が必要に応じて利用できるサービスが充実していることを踏まえ、地域での助け合いを推進することと合わせて、身近な地域福祉関連サービスの利用を促進します。

◆担当

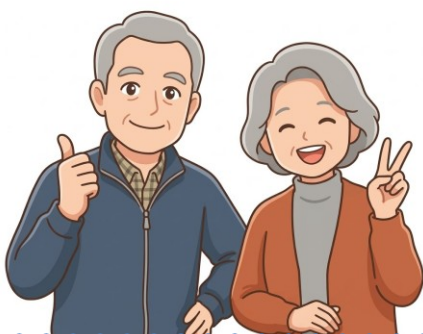
施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 地域福祉関連サービスなどを提供するグループを支援する社会福祉協議会を担当する福祉課
- シルバー人材センターを担当する地域介護課

◆期待される効果

- サービス利用を通じた困りごとの解消
- サービス利用を通じた地域活動の活発化
- 困りごと解消のための新たなサービスの創出

シルバー人材センター



シルバー人材センターは、60歳以上の意欲ある方々に、仕事を通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献していただくための組織です。

公共的な性格を持ち、営利を目的としていません。

市（区）町村単位に置かれ、独立した運営を行っています。

3. 主たるターゲットを設定し地域活動参加の機会を創出する

◆施策の方向性

市民アンケート結果によると、60歳代以上は地域での助け合いに前向きで、地域活動への参加率も他の年代より高く、7割を超えています。

定年退職により会社という組織を離れることは、人生の大きな転換期です。

これまでに培った知識や経験を活かして地域活動に参加することは、地域への貢献に加え、新たな生きがいや人とのつながりを得る上でも有効です。

しかし、これまで地域活動と無縁だった人が、自分に合った地域活動団体等を見つけたり、新たに立ち上げたりすることは容易ではありません。

そこで、特に60歳代以上を対象に、定年退職等のタイミングに合わせ、「生涯現役＝地域活動デビュー」をテーマとしたイベントや勉強会を開催し、地域活動への参加機会を創出します。

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 定年後の地域活動を支援する社会福祉協議会を担当するとともに、定年後の生きがいや地域・人とのつながりを支援する福祉課

◆期待される効果

- 地域福祉の担い手の確保
- 新たな人材確保による地域活動の活性化
- 定年退職後の孤立・孤独の防止と生きがいづくり

第3章 地域福祉に係る仕組・体制の充実

1. 地域活動の母体となる組織や団体の支援

◆施策の方向性

地域活動の母体となる組織や団体の中には、参加者・加入者数が減少し、活動の持続性が低下しているところが見受けられます。日本全体でも、自治会の廃止や消防団の再編、PTA・子ども会・老人クラブの解散は珍しくありません。

こうした組織や団体を維持するためには、時代の変化に合わせて、そのあり方を見直していく必要があります。

例えば、他自治体では現役の高校生が役員を務める自治会があり、それをきっかけに若い世代が防犯パトロールなどに参加する動きが生まれています。

こうした先進事例を積極的に収集し、地域活動組織や団体と共有するとともに、専門家の派遣やSNS・メーリングリスト・オンラインツール活用の勉強会開催など、運営の効率化・合理化につながる支援を行います。

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 身近な地域活動組織である自治会を担当する市民課
- 地域福祉、地域活動を包括的に担う社会福祉協議会を担当する福祉課

◆期待される効果

- 地域活動組織・団体の運営の効率化
- 地域活動組織・団体の運営の効率化による役員等の負担軽減
- 役員等の負担軽減による参加者数の維持・増加

2. 地域福祉を担う人材の確保支援

◆施策の方向性

地域福祉を担う人材には、介護・福祉分野の専門職、ボランティア団体・NPO法人のメンバー、民生委員・児童委員、ソーシャルワーカー、自治会役員などがいます。

中でも介護・福祉分野では、令和6(2024)年に市内の特別養護老人ホームとデイサービス施設がそれぞれ1か所、人材不足を主な理由として廃止されており、人材の確保と育成が急務となっています。

本市では、こうした状況を踏まえ、令和7(2025)年度に、介護・福祉事業所職員を対象に、資格取得に向けた研修や試験の費用を支援する「大竹市介護・福祉分野人材確保(資格取得等支援)事業」を開始しました。

今後は、同事業の成果を検証しながら、地域福祉分野を担う人材への支援を進め、人材の確保・育成・定着につなげます。

なお、本方針は、本書23ページの「本市における地域福祉に関連する取組の充実度と満足度(職員アンケート)」における「重点化・見直し領域」のうち、「地域の社会福祉を担う人材の確保」および「地域の社会福祉を担う人材の育成」に関連しています。

<参考:大竹市介護・福祉分野人材確保(資格取得等支援)事業>

大竹市介護・福祉分野人材確保(資格取得等支援)事業の概要

大竹市が指定する研修や、国家試験等を修了・取得した場合、研修の受講料や合格した国家試験等の受験料を8万円まで支援

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 介護・福祉事業を担う専門人材の確保支援を担当する福祉課、地域介護課

◆期待される効果

- 地域福祉の担い手の確保・育成・定着

3. 相談窓口の整備

◆施策の方向性

地域福祉に関する本市の相談窓口について、課題や問題点を把握し、業務改善や体制整備に取り組みます。

複雑化・複合化が進む生活上の課題の解決には、こども・子育て、障害、精神保健、自殺対策など、分野をまたぐ相談に対しても、相談窓口が適切に配置され、機能していることが求められます。また、高齢化が進む中、本市の実情に応じた持続可能な体制整備も必要です。

そこで、複数ある地域福祉関連の相談窓口について、適切な相談対応が行われているか、窓口人材に過度な負担が生じていないか、相談が単発で終わらず継続的な支援につながっているか、福祉全般の相談窓口である「まるっと大竹」がその役割を十分に果たしているかなどを把握した上で、業務の流れの見直し等により、効率的で市民にとって利用しやすい体制となるよう必要な対策を行います。

また、児童福祉と母子保健の包括的支援を担う「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期まで妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 「まるっと大竹」の主担当である福祉課
- 障害者相談支援や精神保健に係る相談支援を担う福祉課
- こども家庭センターとして相談支援を担うこども家庭課

◆期待される効果

- 相談対応の円滑化
- 相談対応の円滑化による相談窓口利用者の満足度向上
- 相談対応の円滑化による窓口人材の負担軽減

4. 地域福祉に関連する組織間の連携

◆施策の方向性

単独の組織では解決が難しい、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を活用し、市、社会福祉協議会、知仁会メープルヒル病院が協働して、必要な支援を一体的かつ計画的に届ける目的で、各支援組織が一堂に会し、持ち寄った個別ケースについて、必要なサービスの検討や支援体制の調整を行う会議体を設置しています。

また、課題や不安を抱える家庭や自殺対策については、特化した会議体を設置し、伴走型支援を行います。

いずれの会議体も、形骸化や非効率化を招かないよう、適切なルールを設け、成果を確認しながら取組の高度化を図ります。

◆担当

施策展開の担当は下記の通りとし、各地域活動組織・団体と連携して推進します。

- 「まるっと大竹」の主担当である福祉課
- 障害に関する相談と自殺対策を担当する福祉課

◆期待される効果

- 連携組織間で情報やノウハウを共有することで、対応力が高まる。
- それぞれの専門性を活かすことで、課題解決につなげやすくなる。
- 組織間連携により、相談対応から支援までの流れがスピーディーになる。

第4章 評価指標の設定

◆評価指標 (KPI) や指標の目標数値

評価指標 (KPI) や、指標の目標数値については、次のとおりです。

指標	現状	目標
大竹市地域共生社会推進宣言 賛同表明数	1件	10件

大竹市地域共生社会推進宣言

近年、少子・高齢・人口減少社会等の影響により、1つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきています。

大竹市は、こうした支援ニーズに対応するために、障害者や子ども、生活困窮者に関わる行政機関や支援機関、医療・保健・福祉・介護等の各専門職並びに地域住民と共通認識を持ち、相互の協力を円滑に行うことで、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の強化・拡充を進めています。

大竹市の誰もが住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができる地域共生社会の創生、福祉の向上に向け、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会の実現を目指すことを宣言します。

※大竹市地域共生社会推進宣言 賛同表明とは

本市では、知仁会メープルヒル病院、社会福祉協議会とともに重層的支援体制整備事業に取り組むとともに、大竹市地域共生社会推進宣言を通じて、地域共生社会の実現に向けた取組の輪を広げ、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の強化・拡充を図ります。

「大竹市地域共生社会推進宣言 賛同表明」は、この趣旨にご賛同いただける企業、法人、団体等に「大竹市地域共生社会推進宣言 賛同表明書」をご提出いただくものです。

同表明書には、地域のごみ拾いや草刈りなどの清掃活動、地域のイベントやボランティアへの参加など、すでに実施している身近な支え合いの活動や、これから始める活動をご記入いただき、こうした身近な支え合いの活動を通じて、地域のネットワーク構築を行っていかうとするものです。



第5章 地域共生社会の実現に向けた制度などの促進

1. 大竹市重層的支援体制整備事業実施計画

(1) はじめに

大竹市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」という。）は、社会福祉法第106条の5に規定する、重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業計画」として策定するものです。

重層的支援体制整備事業は、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法において、市町村の任意事業として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため創設されました。

これまでの福祉政策においては、子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとに支援体制が整備されてきたのに対し、重層的支援体制整備事業はすべての人を対象としています。

大竹市の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働し、社会福祉法第106条の4第2項に規定する以下の事業を一体的に実施することにより、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築します。

事業名
地域包括支援センターの運営 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
障害者相談支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
利用者支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
生活困窮者自立相談支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
地域介護予防活動支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
生活支援体制整備事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
地域活動支援センターの基本事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
地域子育て支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
生活困窮者支援等のための地域づくり事業
参加支援事業 ※社会福祉法第106条の4第2項第2号
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第4号
多機関協働事業 ※改正社会福祉法第106条の4第2項第5号

(2) 実施内容及び実施体制

◆包括的相談支援事業

高齢・障害・子ども・生活困窮など分野ごとの支援機関において、相談者の属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、複合的な課題をもった困難ケースの場合は「まるっと大竹」につながります。

<実施体制>

事業	実施機関	設置数	運営形態	担当課
地域包括支援センターの運営	社会福祉協議会	2	委託	地域介護課
	知仁会メープルヒル病院			
障害者相談支援事業	社会福祉協議会	2	委託	福祉課
	知仁会メープルヒル病院			
利用者支援事業	こども家庭課	1	直営	こども家庭課
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会	1	委託	福祉課

◆地域づくり事業

高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の取組を活かしつつ、生活支援コーディネーターを中心に、世代や属性を超えて市民が交流、参加できる場づくりを行うとともに、個々のニーズに合わせて居場所や活動につなぐコーディネートを行います。また、企業や地域コミュニティ等と地域づくりの協力促進にむけた関係づくりの構築と市民や地域の中で多様な活動や資源とのつながりが生まれる地域づくりを行います。

<実施体制>

事業	実施機関	設置数	運営形態	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域介護課	—	直営 委託	地域介護課
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	—	委託	地域介護課
地域活動支援センターの基本事業	知仁会メープルヒル病院	1か所	委託	福祉課
地域子育て支援事業	大竹市子育て支援センター どんぐりHOUSE	3か所	直営 委託	こども家庭課
	さかえ子育て支援センター			
	松ヶ原こども館			
生活困窮者等のための地域づくり事業	社会福祉協議会	—	委託	福祉課

◆参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業

高齢・障害・子ども・生活困窮など分野ごとの支援機関の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制を構築できるように支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱えた人がどこに相談してよいかかわらず一人で悩みを抱えることがないように分野を問わず相談を受け止められる窓口として「まるっと大竹」を設置し、既存の相談支援機関と連携しながら支援の方向性・役割分担の調整を行います。

用語解説：アウトリーチ

アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求めない、あるいは求められない人に対し、支援者側から積極的に働きかけ、必要な支援を届けることです。

<実施体制>

実施機関	運営形態	担当課
社会福祉協議会	委託	福祉課
知仁会メープルヒル病院	委託	福祉課
大竹市	直営	福祉課

(3) 重層的支援体制整備事業の推進体制

高齢・障害・子ども・生活困窮など分野ごとの支援機関の連携や相談・支援の情報共有をスムーズに行うため、定期的に会議を開催し、風通しの良いスムーズな連携を行います。

<実施体制>

会議名	開催数	内容
重層的支援会議	1回/月	本人の同意に基づき、支援方針の検討や役割分担、関係機関（介護事業所、医療機関、障害福祉サービス事業所など）との調整を行います。
支援会議	随時	緊急性がある場合や早期に支援体制を整える必要がある事例について、支援関係機関で情報の共有や支援体制の検討を行います。
包括化推進員会議	1回/月	庁内各関係部局に包括化推進員を設置し、庁内窓口同士の連携を強化します。各窓口では包括的に相談を受け止め会議にて情報共有を図ります。

(4) 計画期間と進捗管理・評価

重層計画の期間は第4期地域福祉計画に基づき令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。重層的支援体制整備事業の進捗管理と評価については、重層計画で設定した評価指標に基づき行います。また、事業の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

(5) 重層的支援体制整備事業の評価指標

重層計画は第4期大竹市地域福祉計画に内包されるため、同計画の評価指標である大竹市地域共生社会推進宣言数とも一体的に評価を行い、加えて以下の5項目を重層計画の評価指標とします。

指 標
①困ったときの相談先がわからない、相談先がない人の割合
②関係機関と連携がしやすくなったと感じる支援者の割合
③負担感の軽減につながったと感じる支援者の割合
④各支援機関のネットワーク構築が図られたと感じる支援者の割合
⑤多機関協働事業利用者のうち、参加支援事業またはアウトリーチ等継続支援事業につながった者の割合

指標	目 標 値					
	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
①	5%	4%	3%	2%	1%	0%
②	50%	60%	70%	80%	90%	100%
③	50%	60%	70%	80%	90%	100%
④	50%	60%	70%	80%	90%	100%
⑤	令和8年度 実績により 設定	—	—	—	—	増加

2. 誰もが本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる地域づくりをめざして（大竹市成年後見制度利用促進基本計画）

権利擁護と成年後見制度

権利擁護とは、一人ひとりの生活や気持ちを守り、困難な状況にある時でも不利益を被ることがないように、周囲が寄り添い支える活動のことです。

本市では、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の整備や関係機関との連携体制の充実に努めています。

この権利擁護を実現するための重要な仕組の一つが「成年後見制度」です。

発見・相談対応：相談窓口での支援が必要な人の発見



連携・調整：関係機関との連携による適切な専門支援へのつなぎ



支援・解決：権利擁護支援（成年後見制度等）



計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めることとされています。大竹市成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度促進計画」という。）は促進法における「市町村計画」として位置づけられるものです。

(2) 計画の期間

成年後見制度促進計画は、第4期地域福祉計画に基づき令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間としますが、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が令和4年度から令和8年度までの5年間となっていることから、法制度の改正や国等の動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

成年後見制度の利用に関する大竹市の現状

(1) 成年後見制度の利用状況

広島家庭裁判所の資料によると、令和7（2025）年8月31日時点における成年後見制度の利用者数は130人となっています。

法定後見			任意後見	計
後見	保佐	補助		
116	8	4	2	130

(2) 市長申立て件数

市長申立て件数は令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までは横ばいとなっていました。令和6（2024）年度には3件と増加しています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
市長申立て	1	1	1	0	3

(3) 成年後見制度利用支援事業 助成件数

本市では、「大竹市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して助成を実施しています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
報酬助成	1	1	2	2	4

成年後見制度に関する大竹市の取組

(1) 施策の体系

成年後見制度促進計画では、第4期地域福祉計画の基本理念のもと目指すべき2つの「基本目標」を設定し、それらを実現するための5つの「施策」を設定しています。

優つた安心の暮らしを ともに輝き ともに支える 【地域福祉計画の基本理念】	基本目標	施策
	基本目標1 権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができることができる基盤の整備	①成年後見制度及び任意後見の周知・啓発 ②市長申立ての適切な実施 ③成年後見制度利用支援事業の実施
基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	④相談窓口の明確化・周知 ⑤関係機関との連携強化	

(2) 具体的な取組

①成年後見制度及び任意後見の周知・啓発

成年後見制度について、正しい知識を市民や支援者が持つことが出来るよう制度の周知を図ります。

②市長申立ての適切な実施

本人または親族による成年後見等の申立てが期待できない状況の方であっても、本人の意向を確認した上で、市長による申立ての検討と調整を行い、本人の権利擁護支援を図ります。

③成年後見利用支援事業の実施

成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対し、審判請求の費用や成年後見人等に対する報酬の助成を実施し、安心して成年後見制度を利用することができるよう支援します。

④相談窓口の明確化・周知

権利擁護を必要としている人を各地域で早期に把握し、必要な支援ができるよう、相談窓口の明確化と、市民や関係機関（医療関係者、福祉・介護事業者、福祉専門職など）に対する窓口の周知を行います。

⑤関係機関との連携強化

重層的支援体制整備事業でのネットワークの体制を活用し、中核機関と多様な分野の機関が関わることで、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し支援ができるよう、地域連携ネットワークの体制づくりをすすめます。

3. 再犯防止の取組について（大竹市再犯防止推進計画）

（1）はじめに

犯罪や非行をした人が、市民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活をしていくことで、犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

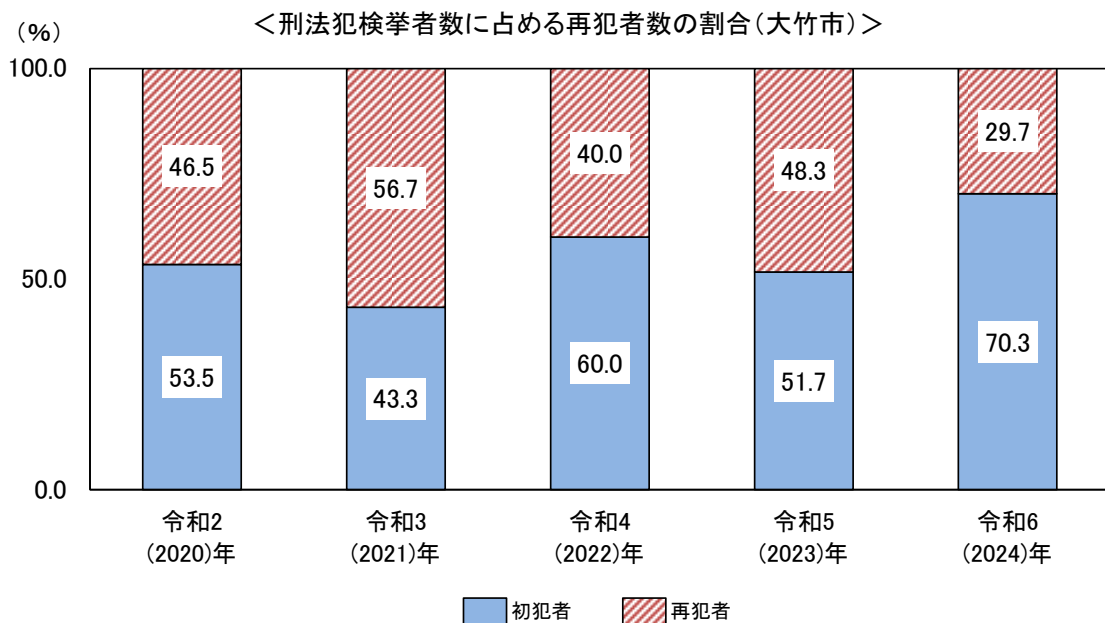
そのためには、多様化が進む社会において犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、市、刑事司法関係機関、支援関係機関、民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら多方面における取組を進めていく必要があります。

（2）現状と課題

- ・わが国の刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した人の割合は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2（2020）年に減少に転じましたが、令和5（2023）年からは増加しています。

このことから、矯正施設、保護観察所及びハローワーク等における相互に連携した取組に加え、協力雇用主会や就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員の協力もあり、犯罪や非行をした人の事業所における雇用が進みつつあることがうかがえます。

- ・本市における刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は、令和5年までは50%前後で推移していましたが、令和6（2024）年は約3割となっています。



資料：犯罪統計書に係るデータ（広島県大竹警察署）令和2年～令和6年

本市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑に社会生活を営めるよう支援しています。

また、平成30（2018）年9月には、地域における更生保護活動の拠点となる大竹地区更生保護サポートセンターが、大竹市総合福祉センター（サントピア大竹）に隣接して開設されました。これにより、保護司と保護観察対象者との面接場所が確保され、充実した更生保護活動が図れるほか、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携のさらなる促進が期待されています。

さらに、就労面では犯罪歴等により定職に就くことが難しいとされる犯罪や非行をした人を雇用し、地域での自立した生活や社会復帰に向けた指導等を行う民間の事業主である協力雇用主会が活動しています。

本市では、これら再犯防止に取り組む関係団体と、警察その他の関係機関との円滑な連携が図られており、今後もこの協力体制を維持していくことが求められています。

《再犯防止に取り組んでいる関係団体別の活動状況等（令和7（2025）年12月1日現在）》

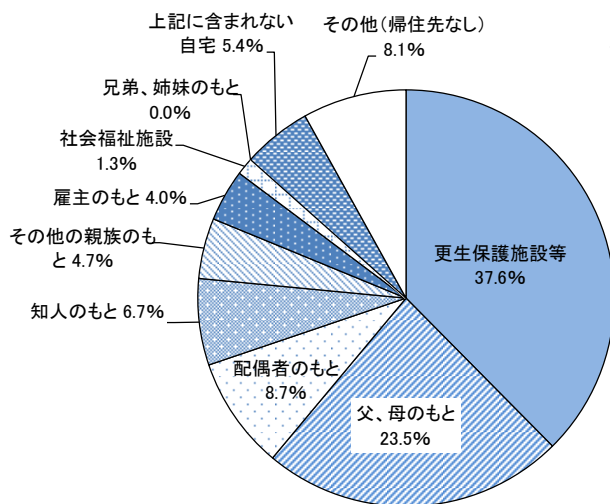
団体等の名称	活動状況等
保護司会	<p>保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援に当たるほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行っています。</p> <p>本市では18名の保護司が活動しています。（定数21名に対する充足率は86%となっています。）</p>
更生保護女性会	<p>地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することで、安心・安全に暮らせる地域づくりを目的としたボランティア団体です。また、こども園で紙芝居の読み聞かせや公民館でカレー会を行うなど様々な活動をしています。</p> <p>本市では110名が参加しています。</p>
協力雇用主会	<p>犯罪・非行の前歴等があるために就労が困難である犯罪や非行をした人を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方です。</p> <p>本市では、建設業、サービス業、製造業を中心に20の事業者が登録を行っています。</p> <p>また、就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の就労支援員が、犯罪や非行をした人と協力雇用主会との橋渡し役となり、就労の確保に努めています。</p>

(3) 施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会にすることも必要です。そのためには、犯罪や非行をした人の更生についての市民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

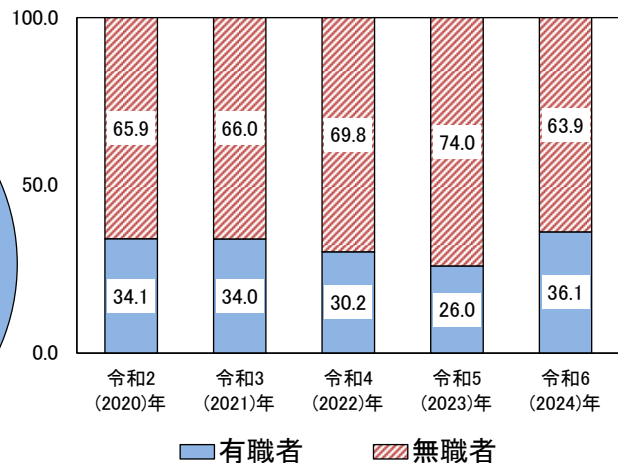
犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことが挙げられます。このことは、矯正施設等に入所した人のうち約7割が犯罪時に無職であったことに表れています。

＜前刑出所後における帰住先(令和6(2024)年度、広島県)＞



資料: 矯正統計年報を用いた集計データ(広島県)
令和6(2024)年(※少年は除く)

＜犯罪時の就業状況(広島県)＞



資料: 矯正統計年報を用いた集計データ(広島県)
令和2(2020)年～令和6(2024)年(※少年は除く)

このことから犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として次のような施策の方向性を定めます。

1. 犯罪や非行をした人の住居を確保し、安定した仕事に就くための支援を行います。
2. 犯罪や非行をした人に対して、必要に応じて福祉サービスの提供や生活困窮者自立支援制度による支援などを行います。
3. 社会を明るくする運動などを通じた市民への広報、啓発などの充実を図ります。
4. 支援を行う公的機関との連携、協力体制を構築するとともに、民間の活動団体や協力雇用主会などへの支援を行います。

(4) 今後の取組

福祉に関する総合相談窓口「まるっと大竹」を相談の入口として活用できるよう窓口の周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業のネットワークづくりを再犯防止の取組にも活用し、再犯防止の関係機関（保護観察所、更生保護施設、保護司、警察など）と連携していきます。

項目	取組内容
就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none"> • 支援関係機関やハローワーク等と連携しながら就労の確保に向けた取組を行います。特に、市民に協力雇用主制度について周知を図るための広報に努めるほか、矯正就労支援情報センター（コレワーク）や特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構及び更生保護就労支援事業所の周知を図るなどして、協力雇用主の広がりへの協力を行います。 • 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援について、大竹市社会福祉協議会が設置している、よりそいサポートセンターに委託しています。よりそいサポートセンターでは、地域包括支援センターなど他の相談支援機関と密接に連携が図れる体制を整えており、相談者の置かれた状況等を勘案したうえで、広く就労などに関する相談に応じます。 • 住居の確保については、広島県居住支援協議会を構成する一員として、同協議会が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に向けた取組として行っている家賃債務保証制度を紹介するなどの取組を行います。 • 犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、市営住宅への入居について配慮します。 • 居住サポート住宅認定制度などの住宅に関する制度の周知を進めていきます。
福祉サービス等の利用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行をした人が矯正施設等に在所しているうちから受入体制の協議などを行うため、検察庁、矯正施設、保護観察所、広島県地域生活定着支援センター等との一層の連携を推進します。 • 犯罪や非行をした人の家族が、福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、地域包括支援センター、よりそいサポートセンター等で相談に応じ、大竹市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携しながら適切に対応します。
学校教育・青少年育成に関する取組 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育においては、道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行動をしようとする内面の力を育てる教育を行っていきます。 • 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。 • 児童生徒が、違法行為又は違法の疑いのある行為を行った場合、学校は警察と連携を図り、学校としての指導を行っていきます。

項目	取組内容
学校教育・青少年育成に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。 青少年育成に関しては、青少年の被害・非行防止全国強調月間（7月）のほか、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に合わせ、青少年の健全育成に向けた行事等の実施により啓発に努めます。
犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を考慮する必要があるため、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関し、情報連携を行い役割を分担しながら取り組みます。 社会復帰をめざしているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、よりそいサポートセンターの相談員が相談に応じたり、生活資金が不足したりする場合は、大竹市社会福祉協議会が行っている貸付制度などを紹介します。 DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、広島県西部こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。
民間協力者の活動の促進等及び広報・啓発活動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”のほか、再犯防止啓発月間（7月）に合わせて実施される取組に積極的に参加します。 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、当該団体等の活動を周知し積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。 広報・啓発活動については、広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）を含む各種相談機関の広報に努めるとともに、人権に関する啓発のほか、認知症サポーターやあいサポーターの養成など、認知症や障害への理解を深めるための事業を行います。 薬物乱用防止広報強化期間に合わせて更生保護女性会や地域の学生、警察等が実施する街頭啓発活動について、関係機関と連携しながら支援を行います。それに加え、不正大麻、けし撲滅を目的に「大麻」・「植えてはいけないけし」の除去を進めるための広報を行います。 特殊詐欺やSNSを利用した詐欺の消費者被害を未然に防ぐため、高齢者だけでなく、若年層、学生などを対象として周知啓発活動に努めます。
国・民間団体等との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> 刑事司法関係機関などが主催する研修会等に積極的に参加することで、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。 大竹市防犯連合会など、犯罪を防止する活動を行う団体への支援を行います。